

永年保存

a (Z) 01-01

宮本運教第 465 号

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

平成12年 8月 / 日
宮城県警察本部長

運転適性検査指導者養成要綱の改正について（通達）

運転適性検査指導者の養成については、「運転適性検査指導者養成要綱の制定について」（昭和46年6月15日付け宮警本交免第904号・宮警本交企第2169号）に基づき、交通運輸事業所、一般会社、事業所及び指定自動車教習所において、従業員又は教習生を対象に運転適性検査を実施する検査指導者の養成を実施していたところであるが、このたび、上級運転適性検査指導者制度が新設されたことに伴いその養成要綱を別添のとおり改正することとしたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要旨

- (1) 従前は運転適性検査指導者に対する教養が、新任者教養と現任者教養とに分かれていたものを、改正後は運転適性検査指導者教養に統一した。
- (2) 従前は運転適性検査指導者だけだったものを、改正後は運転適性検査指導者のうち、運転適性検査指導者の経験が豊富な者を上級運転適性検査指導者に認定することにした。

2 改正の要点

(1) 目的（第1関係）

上級指導員制度の新設に伴い、上級指導員養成の目的の趣旨を追加した。

(2) 上級指導員養成（第3関係）

検査指導員数の増加に伴い、直接警察本部長から指導員個々に指導教養を行うことが困難になったため、事業所又は指定自動車教習所に中核的な立場の上級指導員を養成し、上級指導員を介して指導員個々を指導教養することにした。

そのため、上級指導員の資格要件、教養方法、審査方法、責務等について明確にし、

その養成に努めることにした。

(3) 上級指導員研修会（第3－6関係）

指導員個々に実施していた現任講習を廃止し、上級指導員に対する研修会を開催し、
上級指導員の資質の向上に努めることにした。

運転適性検査指導者養成要綱

第1 目的

この要綱は、「警察庁方式運転適性検査」を交通運輸事業所、一般会社、事業所及び指定自動車教習所等（以下「民間事業場等」という。）において、従業員又は教習生を対象に運転適性検査を実施する検査指導者（以下「指導者」という。）及び運転適性検査業務の経験が豊富で指導的立場にある者（以下「上級指導者」という。）の養成と運転適性検査（以下「検査」という。）の実施要領を定めることを目的とする。

第2 指導者

1 指導者の資格

指導を行う者は、宮城県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から指導者認定証の交付を受けた者であること。

2 指導者の資格要件

- (1) 科警研編「運転適性検査（73-1）」による検査において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のもので、警察本部長が行う下記4の規定による指導者教養を受け、かつ、年齢等を考慮した上で指導者として適格者と認められる者
- (2) 警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科、取消処分者講習指導員専科又は運転適性専門官専科を修了した者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者

3 指導者認定の申請

民間事業場等において、指導者の認定を受けようとするときは、上記(1)の者については、様式第1号「運転適性検査指導者認定申請書」を、上記(2)～(3)の者については、様式第2号「運転適性検査指導者認定申請書」を警察本部長に申請しなければならない。

4 指導者教養

(1) 期間等

指導者については、2日間（14時間）の教養を行う。

(2) 内容

期 間	内 容	時 間
第 一 日 目	運転適性検査の基本	1 時間
	運転適性検査実施要領	1 時間
	運転適性検査K型採点、評価・判定・診断票作成	2 時間
	運転適性検査実施実習	3 時間
第 二 日 目	運転行動と心理特性の概説	2 時間
	運転適性診断票の読み方	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2 時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1 時間

5 指導者認定証の交付

前記2の規定による指導者の資格要件を満した者については、様式第3号「運転適性検査指導者認定証交付簿」に登載の上、様式第4号「運転適性検査指導者認定証」を交付するものとする。

第3 上級指導者

1 上級指導者の資格要件

- (1) 指導者認定証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね5年以上の者で、下記3の規定による上級指導者教養を受け、その後行われる上級指導者に係る審査を受け、これに合格した者
- (2) 警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者又は警察庁が行う運転適性専門官専科を修了した者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者で、警察本部長が適当と認めるもの

2 上級指導者認定の申請

民間事業場等において、上級指導者の認定を受けようとするときは、上記(1)の者については、様式第5号「上級運転適性検査指導者認定申請書」を、上記(2)～(3)の者については、様式第6号「上級運転適性検査指導者認定申請書」を警察本部長に申請しなければならない。

3 上級指導者教養

(1) 期間等

上級指導者に係る審査を受けようとする者については、1日（6時間）の教養を行う。

(2) 内容

内 容	時 間
運転適性検査の仕組み	1時間
運転適性検査実施実習	2時間
運転適性検査結果の読み方と指導実習	2時間
運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

4 上級指導者の審査

(1) 審査目的

運転適性検査指導業務の指導的立場に立つ上級指導者としてふさわしい知識及び実務能力を有しているか否かを審査するために行うもの。

(2) 審査要領

択一式等の筆記試験により行う。

審査は、当該教養を行った後遅滞なく実施する。

(3) 審査基準

合格基準は、90%以上の成績のもの。

(4) 審査問題

審査問題は、審査を受けようとする者に係る教養の内容を踏まえて作成する。

5 上級指導者認定証の交付

前記1の規定による上級指導者の資格要件を満した者については、様式第7号「上級運転適性検査指導者認定交付簿」に登載の上、様式第8号「上級運転適性検査指導者認定証」を交付するものとする。

6 上級指導員研修

警察本部長は、上級指導員の資質の向上を図るため、隨時研修会を開催し、知識、能力の向上に努めることとする。

7 上級指導者の責務

上級指導者は、民間事業場等において年1回以上「運転適性検査指導者研修会」を開催し、指導者の資質の向上に努めなければならない。

第4 検査の実施要領

1 民間事業場等における検査の実施

民間事業場等における検査は、おおむね1回30名を限度とし、これを超える場合は、資格認定を受けた者を補助者としなければならない。

2 指定自動車教習所における検査の実施

指定自動車教習所において教習生に対し、検査を実施する場合は、技能教習を実施する前できるだけ早い時期に行うものとする。

ただし、過去1年以内に検査を受けている者についてはこれを行わないことができる。

3 検査後の措置

指導者は、検査を実施した場合は、安全運転の助言指導を効果的に行うものとし、適性上問題のある者及び特異傾向のある者を発見したときは、主管課と密接な連絡調整を図り、機器検査等によりその矯正に努めなければならない。

4 検査用紙の処理

検査用紙の管理について次のとおりとするので取扱上誤りのないようにすること。

- (1) 検査用紙の使用状況を、様式第9号「運転適性検査用紙受払簿」に記載し明らかにしておくこと。
- (2) 使用済みの用紙は速やかに焼却するものとし、その散逸を防ぐこと。
- (3) 検査結果票は、検査後1年間保存するものとし、事後焼却すること。

5 報告

検査の実施状況について~~は~~は、指定自動車教習所の管理者にあっては、様式第10号「運転適性検査実施状況報告書」を毎月、その他の民間事業場等の代表者にあっては、様式第11号「運転適性検査実施状況報告書」を検査した都度、警察本部長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年 9月 / 日から施行する。

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者（事業所、教習所名・電話、郵便番号）

運転適性検査指導者認定申請書

下記の者について「警察庁方式運転適性検査」の運転適性検査指導者として認定される
よう申請します。

認定を受けようとす る者の住所・氏名等	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	生年月日	大	昭	年	月	日 生
就業歴						
※ 摘要						

※欄は記入しないでください。

平成 年 月 日

宮城県警察本部長殿

申請者（事業所、教習所名・電話、郵便番号）

運転適性検査指導者認定申請書

下記の者について「警察庁方式運転適性検査」の運転適性検査指導者として認定される
よう申請します。

認定を受けようとす る者の住所・氏名等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	大 昭 年 月 日 生
自動車安全運転セン ター中央研修所に おける研修修了状況	研 修 名	
	修了月日	年 月 日
運 転 適 性 検 査 実 務 年 数		年

※ 修了証の写しを添付してください。

運転適性検査指導者認定証交付簿

様式第4号

第 号

運転適性検査指導者認定証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の検査指導者として適格者であることを認定する。

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 印

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者（事業所、教習所名・電話、郵便番号）

上級運転適性検査指導者認定申請書

下記の者について「警察庁方式運転適性検査」の上級運転適性検査指導者として認定されるよう申請します。

認定を受けようとす る者の住所・氏名等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
運転適性検査指導者	生年月日	大 · 昭 年 月 日 生
認 定 状 況	認定月日	年 月 日
	認定番号	第 号
運転適性検査業務実務年数	年	
※ 摘 要		

※欄は記入しないでください。

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者（事業所、教習所名・電話、郵便番号）

上級運転適性検査指導者認定申請書

下記の者について「警察庁方式運転適性検査」の上級運転適性検査指導者として認定されるよう申請します。

認定を受けようとす る者の住所・氏名等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	大・昭 年 月 日 生
警察庁が行う研修 修了状況	研修名	
	修了月日	年 月 日
自動車安全運転セン ター中央研修所にお ける研修指導員状況	研修名	
	従事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※ 修了証の写し等を添付してください。

上級運転適性検査指導者認定証交付簿

様式第8号

第 号

上級運転適性検査指導者認定証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、上級運転適性検査指導者として適格者であることを認定する。

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 印

運転適性検査用紙受払簿

樣式第10号

第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 感

教習所名
管理者名

運転適性検査実施状況報告書

平成 年 月 中に、当指定自動車教習所において「警察庁方式運転適性検査」を実施した状況は、下記のとおりであるから報告します。

実施回数	回	入所者数	人				
検査用紙	受入部数	部					
	使用部数	部	内訳	教習生	人		
	残部数	その他					
実施状況	総合判定	1	2	3	4	5	
	人員						
	特記事項						

様式第11号

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

事業所名

代表者名

運転適性検査実施状況報告書

当事業所において「警察庁方式運転適性検査」を実施した状況は、下記のとおりである
から報告します。

検査年月日		年月日				
検査用紙	受入部数	部				
	使用部数	部				
	残部数	部				
実施状況	総合判定	1	2	3	4	5
	人員					
特記事項						